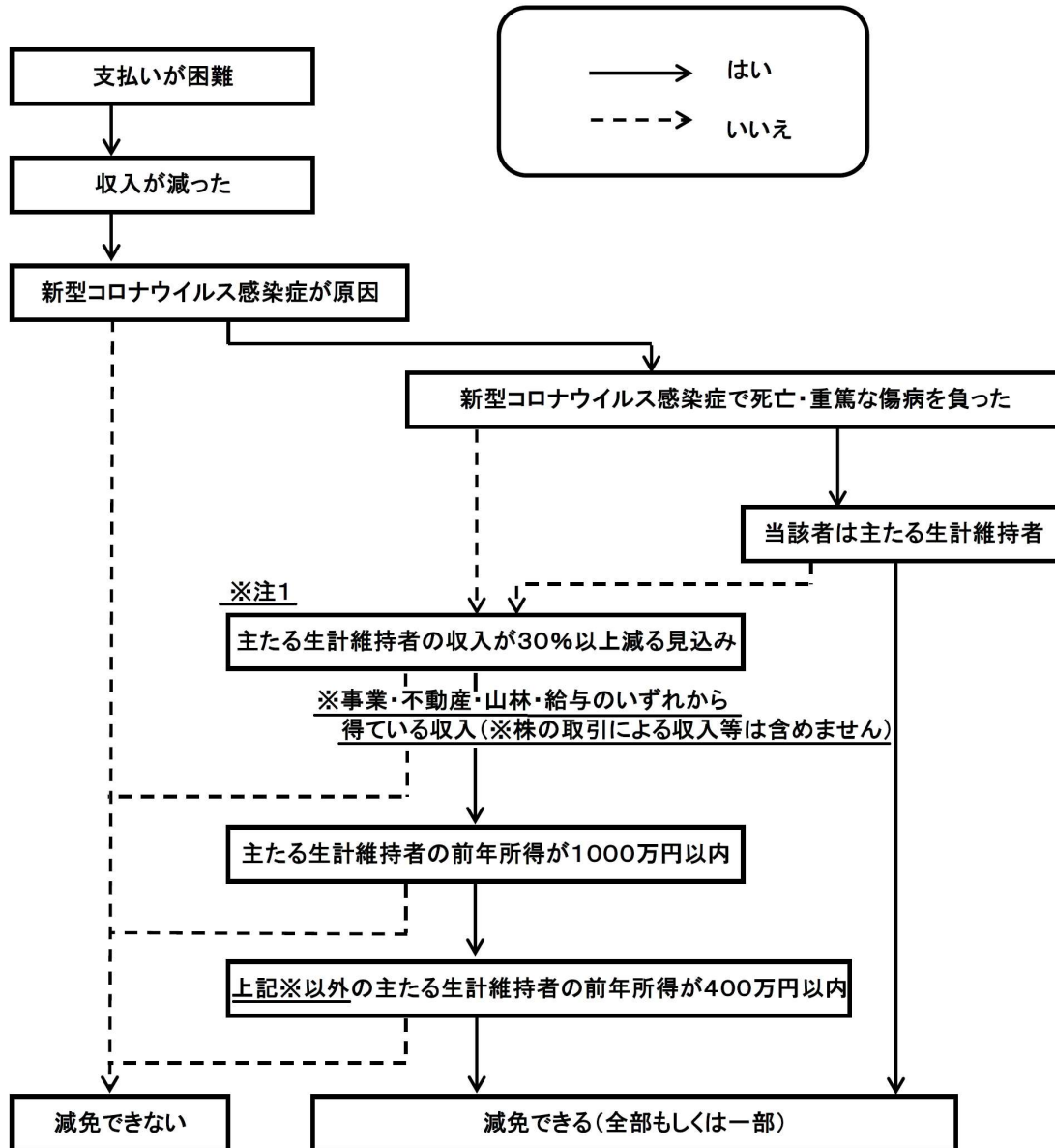


新型コロナウイルス感染症の影響による
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免判定フロー



※簡易的にまとめたものであり詳細は必ず確認して下さい。

～Q&A～

Q 1 : 「主たる生計維持者」とは？

→原則住民登録上の世帯主（被保険者証に記載されている世帯主）を指しますが、生計が世帯主以外で維持されている場合はその当該人物の収入で判定します。

Q 2 : 「収入」と「所得」の違いとは？

→会社からもらっていた給与や、パートやアルバイトで得た給与は「収入」です。また店舗などを営み、得た売上げも「収入」となります。一方で「所得」とは「収入」から「必要経費」を引いた額です。

例) 「収入」＝「品物を売って得た金額」 「所得」＝必要経費（仕入代金等）を「収入」から引いた額

Q 3 : 給付金等は収入に含めるか？

→国や福島県から支給される各種給付金（特別定額給付金や持続化給付金等）については、事業収入等の計算（※注1：前年と今年の減収割合の計算）には含めません。

Q 4 : 前年の事業収入等について必要経費が多く所得0円となった場合、減免対象になるか？

→減収が見込まれる前年所得の合計額が0円以下の場合は、減免額が算定されないため対象外となります。

Q 5 : 所得の申告をしていないが、減免申請は可能か？

→所得の申告ができていない場合は、減免申請ができません。申告をされてから申請をお願いします。

Q 6 : 申請時には何を持参すればよいか？

- ①感染症に罹患され重篤な傷病を負われた方：死亡診断書・入院勧告書・医師の診断書 等
- ②感染症の影響で収入の減少が見込まれる方：給与明細書・売上帳簿・離職票 等